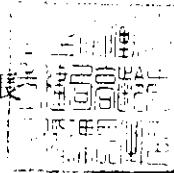


老高発0114第1号  
平成23年1月14日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」  
の一部改正について

今般、「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年3月31日厚生労働省告示第266号）を一部改正し、平成23年1月1日より施行することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一一部改正について 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成十八年厚生労働省告示第二百六十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後 （新）

改 正 前 （旧）

厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置

厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置

老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二百六十六号）第一条の十三の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。

イ （略）

ロ 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百六十六号）第一条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）

であつて、（以上の適格格付機関（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。以下同じ。）により法人等向けエクスボージャーの信用リスク区分四十一及び四十

老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二百六十六号）第一条の十三の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。

イ （略）

ロ 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百六十六号）第一条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）

であつて、（以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）により長期の債務を履行する能力について特定格付（同令第九条の四第五項第一号ホに規定する特定格付をいう。以下同じ。）が付与されたもの（当該格付が当該親会社の依頼

二の格付（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第三条第四号に規定する法人等向けエクスボージャーの信用リスク区分四一及び四二をいう。

以下同じ。）が付与されたもの（当該格付が当該親会社の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。以下同じ。）との間ににおいて、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が前払金の返還債務を負うことになった場合において当該親会社がその債務のうち保全金額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ハ ホ （略）  
二 老人福祉法施行規則第二十条の十の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。

イ （略）

ロ 有料老人ホームの設置者の親会社であつて、以上の適格格付機関により法人等向けエクスボーリ

ハ ホ （略）  
二 老人福祉法施行規則第二十条の十の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。

イ （略）  
ロ 有料老人ホームの設置者の親会社であつて、以上の指定格付機関により長期の債務を履行する

ジャーの信用リスク区分四十一及び四十二の格付が付与されたものとの間において、有料老人ホームの設置者が一時金の返還債務を負うことになった場合において当該親会社がその債務のうち保全金額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ハムホ (略)

#### 附則

第一号口及び第二号口の規定は、平成二十四年三月三十日限り、その効力を失う。

ハムホ (略)

能力について特定格付が付与されたものとの間ににおいて、有料老人ホームの設置者が一時金の返還債務を負うことになった場合において当該親会社がその債務のうち保全金額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二百六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に締結されたこの告示による改正前の同告示第一号口及び第二号口の規定による契約については、当該契約を締結した認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は有料老人ホームの設置者の親会社（以上の中格格付機関（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十四号に規定する中格格付機関をいう。）により法人等向けエクスボージャーの信用リスク区分四一及び四二の格付（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金額分四一及び四二の格付をいう。）が付与されている場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、なお前項の例による。

農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件  
農業協同組合法施行規程の一部改正

第一号口中「一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）により長期の債務を履行する能力について特定格付（同令第九条の四第五項第一号ホに規定する特定格付をいう。以下同じ。）が付与されたもの」を「一以上の適格格付機関（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。以下同じ。）により法人等向けエクスボージャーの信用リスク区分四一一及び四一二の格付（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適正であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第三条第四号に規定する法人等向けエクスボージャーの信用リスク区分四一一及び四一二の格付をいう。以下同じ。）が付与されたもの」に改める。

第二号口中「一以上の指定格付機関により長期の債務を履行する能力について特定格付」を「一以上の適格格付機関により法人等向けエクスボージャーの信用リスク区分四一一及び四一二の格付」に改める。

機関（以下「指定格付機関」という）を（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）に改める。

第二十五条第一項第一号イ、第二号及び第三号中「指定格付機関」を「適格格付業者」に改める。

（水産業協同組合法施行規程の一部改正）

第二条 水産業協同組合法施行規程（平成二十年一月一十八日農林水産省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

二十四条第一項第一号中「企業内容等の開

機関（以下「指定格付機関」という。）を「保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）」に改める。

第二十五条第一項第一号イ、第二号及び第三号中「指定格付機関」を「適格格付業者」に改める。

第二十五条第一項第一号イ、第二号及び第三号中「適格格付業者」という。」に改める。

（水産業協同組合法施行規程の一部改正）

第二条 水産業協同組合法施行規程（平成二十年一月一十八日農林水産省告示第三百六十五）の一部を次のように改正する。

二十四条第一項第一号中「企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二条第十三号の二に規定する指定格付機関（以下「指定格付機関」という。）」を「保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）」に改める。

二十四条第一項第一号イ及び第三号中「指定格付機関」を「適格格付業者」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

機関（以下「指定格付機関」という。）を「保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）」に改める。

第二十五条第一項第一号イ、第二号及び第三号中「指定格付機関」を「適格格付業者」に改める。

第二十五条第一項第一号イ、第二号及び第三号中「指定格付機関」を「適格格付業者」に改める。

（水産業協同組合法施行規程の一部改正）

第二条 水産業協同組合法施行規程（平成二十年一月二十八日農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

二十四条第一項第一号中「企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一條第十三号の二に規定する指定格付機関（以下「指定格付機関」という。）」を「保險業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）」に改める。

二十四条第一項第一号イ及び第三号中「指定格付機関」を「適格格付業者」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○農林水産省  
経済産業省告示第六号

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省令第三号）第三十八条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、平成二十二年農林水産省告示第三号（商品先物取引法施行規則第三十条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、商品先物取引業者の市場リスク相当額、

平成二十一年十二月二十八日 農林水産大臣 鹿野道彦 経済産業大臣 大田章宏

第三条第一号中「及び金の派生商品並びに」を「、金の派生商品及び」に改め、同条第二号中「、農林水産物及び」を「及び農林水産物並びに」に改める。

第六条第一項中「含む」と「及び」を「含む」と並びに「に」に改め、「関連する原資産」の下に「(オ)ショーンの行使の対象となる資産又は取引を」いう。以下同じ。」を加え、同項第二号(注一)中「数値」を「若しくは数値」に改め、同号(注三)中「に掲げる表の」を「の表に掲げる」に改め、同条第三項中「これを」を「これを」に改める。

第九条第一項第二号中「の上欄」及び「の下欄」を削り、同号(注二)中「及び有価証券その他の物並びに」を「、有価証券その他の物及び」に「除く」と「及び」を「除く。」に、「控除する」を「除く。」に改め、同号(注三)中「除く」の下に「ことができる」を加え、同号(注四)中「第一号」を「前号」に改め、同号(注五)中「並びに金融商品取引法」を「金融商品取引法」に「金融商品取扱等に関する内閣府令」を「並びに金融商品取扱等に関する内閣府令」に改め「除く」の下に「ことができる」を加え、同条第三項中「の上欄」及び「の下欄」を削り、「指定格付」を「適格格付」に改め、同項(注二)中「第一条第五号」を「第一条第五十四号」に改め、同項(注三)中「連結財務諸表提出会社を」いう。又は外国におけるこれに相当するものを「連結子会社又は外国におけるこれに相当する者を」いう。」に改め、同項(注五)中「上記取引先」を「取引先」に改める。

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

# 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の 一部改正について

## 1. 制度の概要

有料老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。）の設置者及び認知症対応型老人共同生活援助事業（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業）を行う者は、老人福祉法第14条の4及び第29条第6項の規定に基づき、前払金について返還義務を負うこととなる場合に備えて、必要な保全措置を講じることとされているところである。

当該保全措置の具体的な内容については、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の13及び第20条の10の規定に基づき、厚生労働大臣が定めることとされており、下記の保全措置が告示されていたところである（厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成18年厚生労働省告示第266号））。

- ① 銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ② 指定格付機関から特定格付が付与された親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証
- ③ 返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険
- ④ 信託業務を営む金融機関との間において、保全金額について、一時金等を支払った入居者を受益者とする信託契約（元本補てんの契約をしたもの又は信託契約により保全金額に相当する部分が保全されるものに限る。）
- ⑤ 民法（明治29年法律第89号）第33条により設立された法人との間の保全のための契約で①から④に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの

## 【参考】

- 保全措置の対象となる費用の内容（老人福祉法施行規則第1条の12及び第20条の9）  
いかなる名称であるかを問わず、家賃、施設の利用料、サービスの供与の対価として收受するすべての費用が、一時金保全措置の対象となる（家賃6ヶ月分に相当する額を上限として敷金は対象外とする。）。
- 保全の範囲（厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第1号イ及び第2号イ）  
500万円が返還債務残高かいずれか低い方とする。

## 2. 改正の概要

金融庁の制度改正に伴い、平成22年12月31日付けで指定格付機関制度が廃止されたため、以下のように標記告示の一部改正を行った（②部分）。

- 指定格付機関制度は、事業者の属する業界の動向や、事業者の事業構造、財務構造等の特徴等をもとに、事業者が負う金銭債務についての総合的な債務履行能力を判断し、格付を付与するものである。
- 一方、適格格付機関制度は、自己資本比率規制（バーゼルⅡ）において、金融機関が自己資本比率算定に当たって利用することができるものであり、指定格付機関制度とは目的が異なるものであるが、指定格付機関制度と同様の観点から事業者に格付を付与するものである。
- このため、指定格付機関による格付と同様に適格格付機関による格付が付与されている一定の事業者については、前払金の返還債務に係る連帯保証を行うだけの健全性を有すると考えられる。
- よって、指定格付機関制度の廃止に伴い、その経過措置として、平成24年3月31日までの入居者については適格格付機関制度を利用し、親会社保証を継続することとする。

- 具体的には、適格格付機関により、親会社に対して、金融庁告示（※）の法人等向けエクスポートジャーの信用リスク区分4-1及び4-2に相当する格付が付与されたものを対象とする。

※ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成19年3月30日金融庁告示第28号）

- ただし、同措置の期間は平成24年3月31日までとし、その後は親会社保証制度を廃止し、銀行保証等の保全措置を行うものとする。

## 3. 適用期日

平成23年1月1日

平成 21 年 12 月 28 日  
金融庁

## 指定格付機関の指定に係る金融庁告示の制定について

### 1. 制度の概要

指定格付機関制度は、金融商品取引法に基づく開示制度等において利用される格付機関を明らかにするためのものです。

指定格付機関の指定にあたっては、格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定することとされています（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 13 号の 2）。

### 2. 「企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関を指定する件」の制定について

金融庁においては、現在の告示（平成 20 年 12 月 24 日金融庁告示第 81 号）による指定格付機関の指定の有効期間が平成 21 年 12 月 31 日に終了することに伴い、上記 1. の各事項を勘案し、以下の 5 社を指定格付機関として指定することを内容とした告示を制定し、本日（平成 21 年 12 月 28 日）公表しました。

指定の有効期間については、前回と同様の 1 年間（平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで）とします。

### 3. 指定格付機関制度の廃止について

指定格付機関制度は、信用格付業者に対する規制（平成 21 年金融商品取引法等の一部改正）導入後に速やかに廃止し、信用格付業者の制度に統合していく予定です。

（参考） <指定格付機関>

- ① (株)格付投資情報センター
- ② (株)日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスター・サービス・インク
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド

お問い合わせ先  
金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
総務企画局企業開示課  
(内線 3671、3814)